

【提案項目(主なもの)】

- 協議第2号 合併の期日について
平成22年3月23日とする。
 - 協議第5号 財産及び債務の取扱いについて
植木町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。
ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、植木地域における都市基盤整備等に充てるものとする。
 - 協議第8号 地域自組織等の取扱いについて(その2)
植木町合併特例区の規約について、別紙(案)のとおり提案する。
 - 協議第11号 合併市町村基本計画について
合併市町村基本計画については、別添のとおりとする。
 - 協議第16号 総務関係事業について(その3)
○「事務組織及び機構」については、「合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。植木町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる。」
○「入札事務(工事関係)」については、「5年間は植木町の現行制度を存続する。ただし、指名参加願い及び資格審査(工事関係)については、熊本市の例に統一する。」
 - 協議第20号 子ども未来関係事業について(その2)
「乳幼児医療費助成」については、「熊本市の例に統一する。ただし、植木町の自己負担に関する制度(自己負担なし)については、当分の間現行のとおりとする。」
 - 協議第22号 経済振興関係事業について(その3)
○「適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業」については、「熊本市の例に統一する。ただし、植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、農業用排水路等の適正化事業については、現行のとおり引き継ぎ、地元負担率は熊本市の例による。」
○「農業集落排水使用料」については、「植木町において料金体系の見直しを行い、新市に引き継ぐ。」
○「土地改良区運営費補助金」については、「5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。」
○「商工会補助金」については、「5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。」
 - 協議第23号 都市計画関係事業について(その3)
○「市(町)営住宅使用料の算定」について、「熊本市の例に統一する。ただし、植木地域における住宅使用料(家賃)については、合併後に建替え等が行われるまでの間、団地毎に利便性係数で調整する。また、小集落改良住宅については、当分の間現行制度を存続する。」
○「市道の整備(新設・改良)」について、「用地取得については5年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。」
 - 協議第27号 政令指定都市移行に関する事項について(その2)
区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス(諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス)業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のまちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は、本協議会として、植木町役場庁舎とする。
行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。
- 以上のことが提案されました。

▽第6回協議会で提案された両市町の主な制度比較

区分	熊本市	植木町
合併の期日	合併特例法の期限が平成22年3月31日までであり、電算システムの統合に必要な連休があることから平成22年3月23日と提案された。	
地域自治組織等の取扱い	植木町合併特例区規約(案)主なもの ○設置期間 合併の日から5年間 ○処理する事務 ・区域内におけるコミュニティ関連施策 ・区域内における地域振興イベント並びに文化および伝統の継承 ・区域内における観光振興に関連する事業 ・公の施設の設定および管理 ○区長および協議会の構成員 ・任期 2年(熊本市長が選任) ・協議会の構成員 16人以内	

区分	熊本市	植木町												
総務関係事業	事務組織及び機構 合併後、現植木町役場に植木総合支所(仮称)を設置 ○総務企画・まちづくり・都市計画・市民生活・税務・子育て支援・健康福祉・産業振興・建設部門および上下水道部門、植木病院、合併特例区を基本として、事務分担などを検討中。													
子ども未来関係事業	入札事務、指名参加願い及び資格審査(工事関係) 入札事務 ○入札は電子入札システム ○予定価格1千万円以上の案件は条件付一般競争入札	入札事務 ○入札は指名競争入札 ○予定価格130万円以下の案件は随意契約も可能												
子ども未来関係事業	乳幼児医療費助成 ○対象者 熊本市に住んでいる乳幼児 ○自己負担 <table border="1"> <tr> <td>保険診療内容</td> <td>無料</td> <td>500円負担</td> </tr> <tr> <td>医科</td> <td>2歳まで</td> <td>3歳から就学前まで</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>4歳まで</td> <td>5歳から就学前まで</td> </tr> <tr> <td>保険薬局</td> <td>就学前まで</td> <td></td> </tr> </table> ※500円負担 1医療機関ごとに1か月につき(入院・通院別、旧総合病院では科目ごと)	保険診療内容	無料	500円負担	医科	2歳まで	3歳から就学前まで	歯科	4歳まで	5歳から就学前まで	保険薬局	就学前まで		○対象者 植木町に住んでいる乳幼児(満6歳に達する日以後最初の3月31日まで) ○自己負担 なし
保険診療内容	無料	500円負担												
医科	2歳まで	3歳から就学前まで												
歯科	4歳まで	5歳から就学前まで												
保険薬局	就学前まで													
経済振興関係事業	適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業 揚水機場、頭首工、農業用排水路など ○負担率 国30%・県30%・地元14%・連合会5%・市21%	揚水機場、頭首工、農業用排水路など ○負担率 国30%・県30%・地元35%・連合会5%・町0% ※植木町では、用水ポンプ場の改築などについて、町が事業主体となって実施している。(H21以降 5カ所実施予定)												
都市建設関係事業	農業集落排水使用料 実施なし ※参考(公共下水道) 使用料金 ○水道水(例)20㎡2,240円 ○井戸水 1世帯 1,700円	使用料金(消費税含む) ○基本料金(一世帯あたり) 2,100円 + ○超過料金(人員割) 950円×世帯人員数												
都市建設関係事業	市(町)営住宅使用料の算定 使用料(家賃) ○家賃=家賃算定基礎額×市町村立地係数(0.95)×規模係数×経過年数係数×利便性係数 ※合併することにより、立地係数が0.25上がるため、家賃の上がる分を利便性係数で調整する。	使用料(家賃) ○家賃=家賃算定基礎額×市町村立地係数(0.70)×規模係数×経過年数係数×利便性係数												
都市建設関係事業	市道の整備(新設・改良) 地元の自治会などの要望に基づく道路改良について、道路用地の取得方法は、熊本市は寄付、植木町は買収の方式をとっている。													

